



アダニ・グループの報道を受けた、 市場への影響と当ファンドの運用方針

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年11月21日に、インドのアダニ・グループの創業者ら幹部が贈賄などの容疑で米検察当局から起訴されたとの報道がありました。

足元の状況等につきましては、以下の通りです。

アダニ・グループ債券の保有状況と保有の背景

「野村インド債券ファンド」(以下、当ファンド)においては、アダニ・グループの港湾企業やインフラ企業、再生エネルギー関連企業の債券など、複数のアダニ・グループの債券を保有しています(毎月分配型:約5.6%※、年2回決算型:約5.4%※)。そのうち、最も比率が高いのはAdani Ports and Especial Economic Zone (ADSEZ)という投資適格格付を有する港湾運営会社となっています。同社はインドの港湾における貨物量の3割弱を占める港湾運営会社で、顧客との長期的な契約に基づく安定的なキャッシュフローが期待できます。また、この他アダニ・グループの投資適格債券ではインフラ関連企業の債券を保有しています。一方でハイイールド債券では、再生エネルギー関連企業の債券を保有しています。こうしたインフラ企業の債券や、再生エネルギー関連企業の債券について、相対的にはビジネスの安定性が高いと判断して保有をまいりました。

※2024年11月22日時点で弊社が把握できる直近の数値(純資産総額比)

アダニ・グループ債券の価格動向と市場全体への波及

今回のガバナンスに関するネガティブなニュースを受けて、アダニ・グループの米ドル建て債券価格は下落しました。ADSEZなどの比較的ファンダメンタルズの強固なアダニ・グループの投資適格債券については下落幅が小さく、年限の長い債券やハイイールド債券については下落幅が大きくなるものも一部見られています。インドの米ドル建て債券市場については、他のアジア市場と比べると少し弱含んでいるもののスプレッドの拡大についてはわずかにとどまっております。リスクオフの波及は限定的となっています。

上記は運用チームの作成時点の見解であり今後変更される場合があります。上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。上記は特定銘柄の売買などの推奨、また価格などの上昇や下落を示唆するものではありません。

今後のアダニ・グループの見通し

今回の米国当局の起訴については、不確定な要因が多いため、現時点で帰趨について断定することは難しいと考えております。アダニ・グループはインドを中心としたビジネスを展開するグループである一方、起訴は米国当局によるものであるため両国の外交的な交渉などが影響すると考えられます。それぞれの国の当局がどのように対応するのかが注目されます。

アダニ・グループで債券を発行している企業については、今回の起訴がビジネス自体に与える影響は比較的小さいものに留まる可能性が高いと考えております。上述の通り、当ファンドで保有する発行体についてはインド国内の港湾や、インフラ関連のビジネスが中心で、米国政府による決定がインド国内の本業に与える影響は限定的であると思われます。

一方で、ガバナンス関連のネガティブなニュースが継続すると、米ドル建て債券市場など海外市場での資金調達に悪影響を及ぼす可能性や、格付会社によるネガティブな格付評価変更の可能性が考えられます。過去同様のネガティブなニュースの後に見られたように、アダニ・グループ債券が他の米ドル建て債券に比べて高い利回りで取引される、あるいは新規の債券発行に十分な需要が集まらないなどの影響が考えられます。ただし、インド国内における資金調達手段については引き続き強固なアクセスを維持できる可能性が高いと見ております。

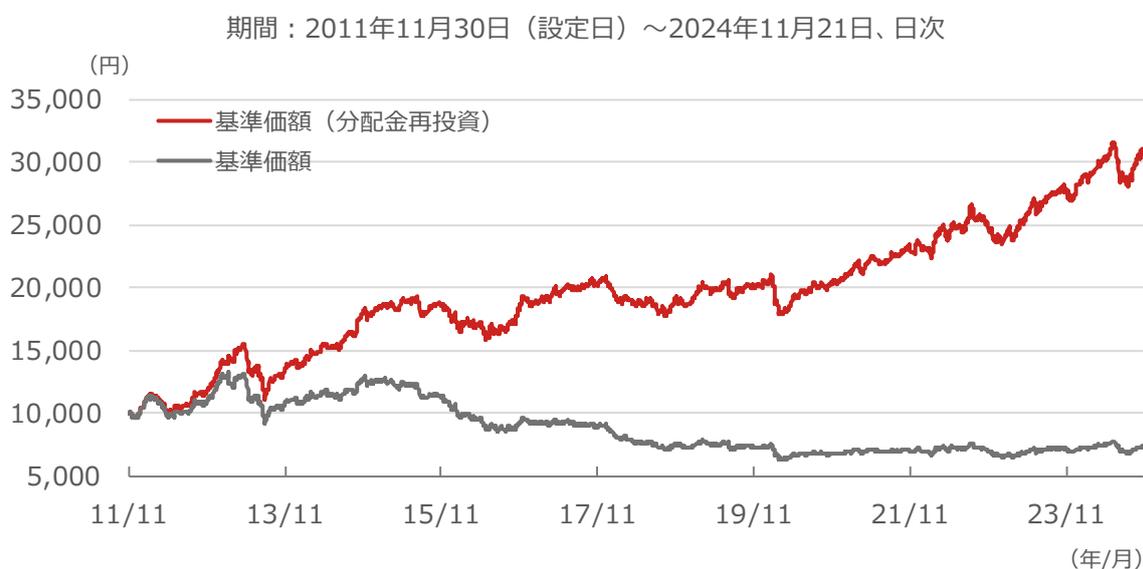
当面の投資方針

今後も今回のイベントに関連したニュース、具体的には、アダニ・グループの対応や当局の対応、格付会社の動向などに反応する形で、短期的には同グループ企業の債券価格の変動は大きい状況が続く可能性が考えられます。もっとも、当ファンドで保有するアダニ・グループ債券の発行体は相対的にビジネスの安定性が高いため、今回のガバナンスに関連したイベントが即座にビジネスモデルやキャッシュフロー創出能力へ影響を及ぼす可能性は限定的であると判断しております。保有する債券につきましては、信用力の大幅な悪化や債務返済能力に関する懸念が限定的であると評価していることから保有を継続する方針です。今後も、同グループに関する動向を注視した上で、新たな情報を迅速に信用力評価に反映させ投資判断を行ってまいります。

上記は運用チームの作成時点の見解であり今後変更される場合があります。上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。上記は特定銘柄の売買などの推奨、また価格などの上昇や下落を示唆するものではありません。

ファンドの運用状況

(毎月分配型)の基準価額の推移



(年2回決算型)の基準価額の推移



基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

分配金に関する留意点

● 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

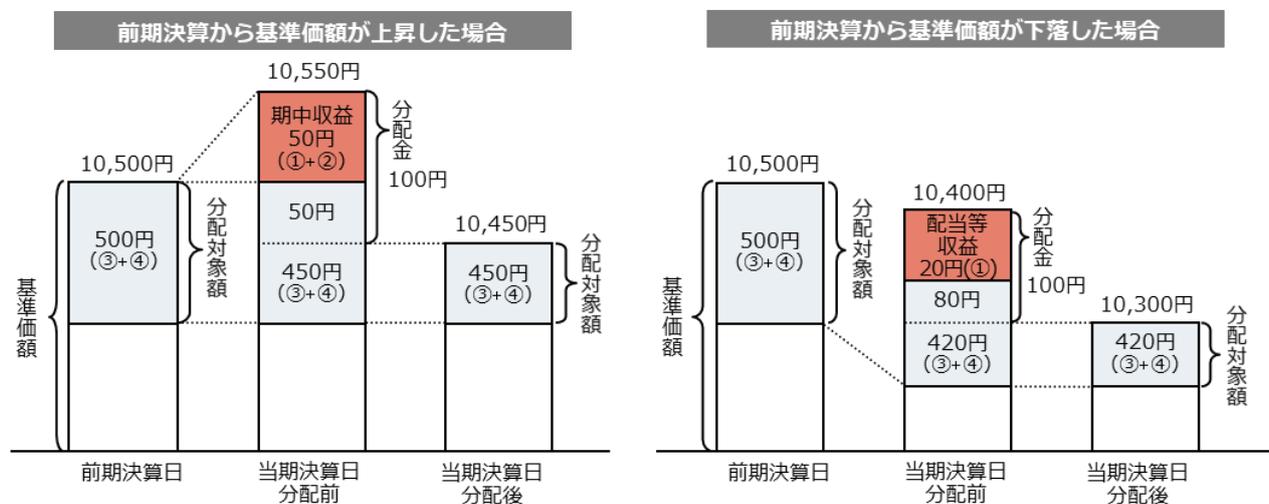


● ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

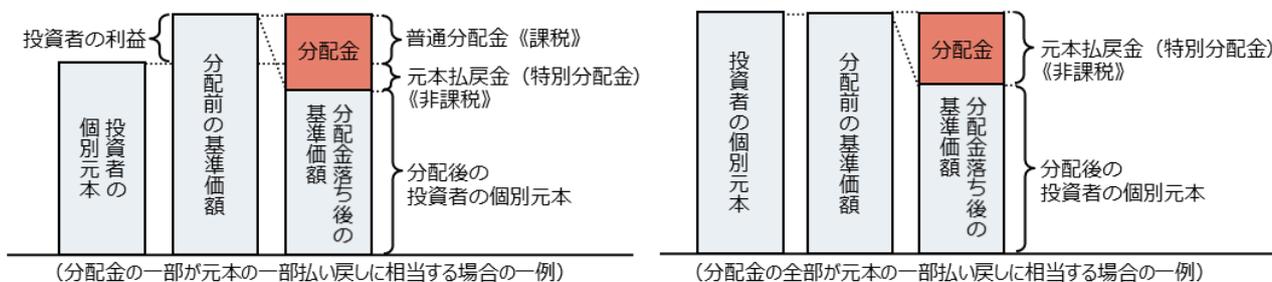
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



● 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。)
元本払戻金(特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金(特別分配金)となります。

◆ 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

「野村インド債券ファンド」(毎月分配型) / (年2回決算型)

【ファンドの特色】

- 「野村インド債券ファンド」は、毎月決算を行なう「毎月分配型」と年2回決算を行なう「年2回決算型」の2本のファンドから構成されています。
- インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。
- インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券※を主要投資対象とします。
※インド関連の発行体が発行する公社債等を実質的な主要投資対象とする投資信託証券を指します。なお、インドルピー以外の通貨建ての公社債への投資に際しては為替予約取引等を活用した対インドルピーの為替ヘッジを行なう投資信託証券を含みます。
- インド関連の発行体※が発行する公社債等を実質的な投資対象とする投資信託証券を複数選定し、投資を行ないます。
※ インド関連の発行体とは、インド政府、インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業を通じてインドと関連があると投資対象とする投資信託証券の運用会社が判断する発行体(アジア開発銀行、国際復興開発銀行等の国際機関を含みます。)のことを指します。
- ◆ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ◆ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の一部もしくは全てに投資を行なうことを基本とします。投資する投資信託証券は、投資対象市場の動向等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

別に定める投資信託証券(2024年8月9日現在)	
ファンド名	インド現地通貨建債券マザーファンド
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド
主要投資対象	インド関連の発行体がインド国内で発行するインドルピー建ての公社債等(国債、ソブリン債(含む国際機関債)、準ソブリン債、社債等)

ファンド名(形態)	ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド - クラスINR(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
主要投資対象	インド関連の発行体がインド国外で発行する公社債等(国債、ソブリン債(含む国際機関債)、準ソブリン債、社債等)

- ◆ 投資対象とする投資信託証券の投資比率には特に制限は設けず、投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。
- ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。
- 「毎月分配型」「年2回決算型」間でスイッチングができます。
- 分配の方針
 - ◆ 毎月分配型
原則、毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。
 - ◆ 年2回決算型
原則、毎年5月および11月の13日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- * 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「野村インド債券ファンド」(毎月分配型) / (年2回決算型)

【投資リスク】

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等に実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 【毎月分配型】2026年11月13日まで(2011年11月30日設定)
【年2回決算型】無期限(2016年12月5日設定)
- 決算日および収益分配 【毎月分配型】年12回の決算時(原則、毎月13日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
【年2回決算型】年2回の決算時(原則、5月および11月の13日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)
または1万円以上1円単位
※ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- スイッチング 「毎月分配型」「年2回決算型」間でスイッチングが可能です。
※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合または12月24日である場合には、原則、ご購入、ご換金、スイッチングの各お申込みができません。
・ムンバイの銀行・シンガポールの銀行・ニューヨークの銀行
・ルクセンブルクの銀行・ボンベイ証券取引所
・インドのナショナル証券取引所
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時(スイッチングを含む)および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象ファンドにおいてNISAを利用した場合には課税されません。
「年2回決算型」はNISAの「成長投資枠」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。「毎月分配型」はNISAの対象ではありません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

【当ファンドに係る費用】

(2024年11月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 <スイッチング時> 販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認下さい。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.584%(税抜年1.44%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率 年1.584%~年1.744%程度(税込) (注)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2024年8月9日現在のものであり、投資対象とする投資信託証券の組入れ状況により変動します。
◆その他の費用・手数料	組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、インドルビー建て公社債投資枠の入札等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額(ご換金時、スイッチングを含む)	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

NOMURA

野村アセットマネジメント

設定・運用は

商号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会：一般社団法人投資信託協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会 / 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先：野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル ☎ 0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>



【当資料について】

- 当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

【お申込みに際してのご留意事項】

- ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

野村インド債券ファンド(毎月分配型)／(年2回決算型)

お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○
株式会社岩手銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第3号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○		
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○		
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○		
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○		
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○		
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○		
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第16号	○		
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		
株式会社神奈川銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第55号	○		
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○		
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○		
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第17号	○		
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第14号	○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○		
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○		
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○		
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○		
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○		
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

野村インド債券ファンド(毎月分配型)／(年2回決算型)

お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	○	○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○			
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第1号	○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			○
丸近証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第35号	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

野村インド債券ファンド(毎月分配型)／(年2回決算型)

以下は、取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼライフデザイン証券株式会社) (オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社八十二銀行 (委託金融商品取引業者 八十二証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。